

私立学校施設の災害復旧補助事業に関する事務の流れについて

災 害 発 生



【学校法人】 都道府県（大学法人は文部科学省）に被害報告（随時）



（平成23年3月13日）

「激甚災害」として指定する旨の政令公布

【今後の手続き】

【文部科学省】 都道府県を通じ復旧事業計画書の提出を依頼



【都道府県】 各校からとりまとめた復旧事業計画書を提出



【文部科学省】 復旧事業計画の事前把握



【文部科学省】 現地調査・補助金額の査定 ※



【文部科学省】 調査報告書（現地調査終了後、随時）



【文部科学省】 補助に必要な予算額の確定、補助金の交付

※ 復旧事業計画書をもとに、被災した学校に対し文部科学省担当者が地方財務局担当者の立会のもとで現地調査を行い、補助金額の査定を行う。